



コロナ禍で落ちていた倒産件数はここに来て増加基調にある。中小企業を取り巻く環境は物価高の影響、人手不足や人件費負担も増え、さらに金利も上昇し始めるなど厳しさを増している。今回は中小企業の経営改善、再生支援に取り組む兵庫県中小企業活性化協議会の野田勝也氏にお話を伺った。

——兵庫県内においても倒産件数は高水準で推移しています。数多くの企業を支援してきた視点から現状と今後の見通しについてお聞かせください

令和6年の県内の倒産件数は、541件で2年連続500件を超えて、全国同様に高水準が続いています。前年と比較すれば、協議会までたどり着きにくい小規模事業者の倒産が多かったという印象です。「倒産」にカウントされていますが、兵庫県では、協議会が関与することで事前に合意を得たうえで、M&Aで事業譲渡した後に特別清算により整理する、私たちが言うところの「良い倒産」が毎年10社以上あるのが特徴です。ちなみに、昨年度でも同様の協議会関与の抜本的再生案件は14件と全国最多でした（グラフの①）。

最近、相談に来られる事業者には、厳しい内容も多く、引き続き倒産は増加傾向となるのではないのでしょうか。残念な事例としては、手元資金の支払い順序を間違えたケース。例えば、税金、社会保険料、給与、仕入れ債務などの優先すべき債務を遅延したことで、預金などの差し押さえや、取引先からの風評被害などにより、事業継続を断念して倒産となってしまうケースも多くありました。兵庫県では、コロナ禍以前から年金事務所との連携ができており、我々協議会が関与して経営改善することで支払

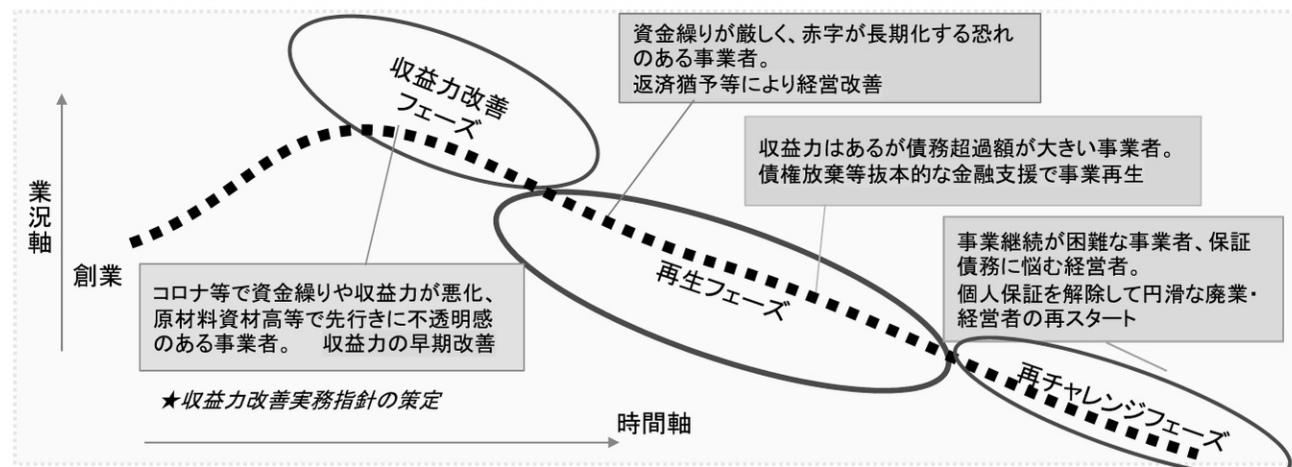
いが円滑になる場合も少なくありません。より早い段階で相談いただければ、承継先を見つけることで事業や雇用を守り、経営者も連帯保証を解除して再チャレンジができる方法を探ることが可能です。諦めずに早めにご相談くださいと呼びかけています。

相談件数は年間300件弱と、過去最多のピーチが続いています（グラフの②）。令和6年は、介護や医療系からの相談が多くありましたが、最近では様々です。相談の経路は、事業者自身がホームページを見てご相談されるケースや顧問税理士など専門家からの勧めによるケースも多かったようです。今年度に入ってから、ゼロゼロ融資の返済が始まり、資金繰りが厳しくなった事業者も増えていることから、信用保証協会が積極的に事業者や金融機関に働きかけることで、一緒に相談に来られる「プッシュ型」の件数が増加しており、全国4番目の多さです。

——協議会における支援状況としてコロナ禍と現在のアフターコロナで違いなどがあればお聞かせください

コロナ禍では、資金繰りが一挙に悪化したため、メインバンクの協力を得て即座に返済を猶予する「特例リスクスケジュール」を実施。ゼロゼロ融資等政策を総動員し事業の存続を最優先し

『早期発見・早期措置』が最重要 幅広いニーズに対応



支援 専門 家 の 関 与	収益力改善計画	プレ再生計画、再生計画	再チャレンジ
	・必要に応じ、外部専門家の協力を得て収益力改善プランを策定。返済猶予等の金融支援「あり」・「なし」・特例リスクの代替としての活用も。	外部専門家の協力を得て、返済猶予による経営改善や抜本的な金融支援を含めた事業再生を目指す。数値基準のクリアが難しい場合は、3年間のプレ再生計画を作成。	事業継続が難しい場合、弁護士等紹介して個人破産を回避、経営者の早期決断をサポート。スポンサーへの譲渡等で雇用と事業の承継を目指す。補助制度の導入
支援 専門 家 の 関 与	早期経営改善計画	・経営改善計画 ・中小企業版私的整理手続き(再生型)	中小企業版私的整理手続き(廃業型)
	顧問税理士等経営革新等認定支援機関の主導により基本的な計画を策定。金融支援は不要。金融機関による支援に補助、3年延長	・経営革新等認定支援機関の主導により、返済猶予等を含めた経営改善計画を策定。 ・登録済みの第三者専門家主導による抜本的な金融支援も含めた事業再生を目指す。	弁護士等第三者支援専門家主導による廃業型の私的整理をサポート。経営者の個人破産を回避して早期決断を促す。

て、対応した事業者数は150社を超え、全国で最多の取り扱いとなりました(グラフの③)。その結果、県内倒産件数を抑制することができたのではないのでしょうか。ちなみに、そこで働く従業員数は、1万人近くになります。

しかしながら、コロナ禍の緊急事態が緩和したと同時に、円安などに伴う厳しい経営環境が続いたことから、令和4年3月に、政府から「中小企業活性化パッケージ」が策定公表されました。資金繰り支援の継続とともに、債務が増大した中小企業の「収益力改善・事業再生・再チャレンジ」を促すアフターコロナを見据えた総合的な支援策が打ち出されています。名称も「中小企業活性化協議会」に変更して、金融機関や支援専門家、支援機関などが地域一体となった活性化策を進めることとなりました。

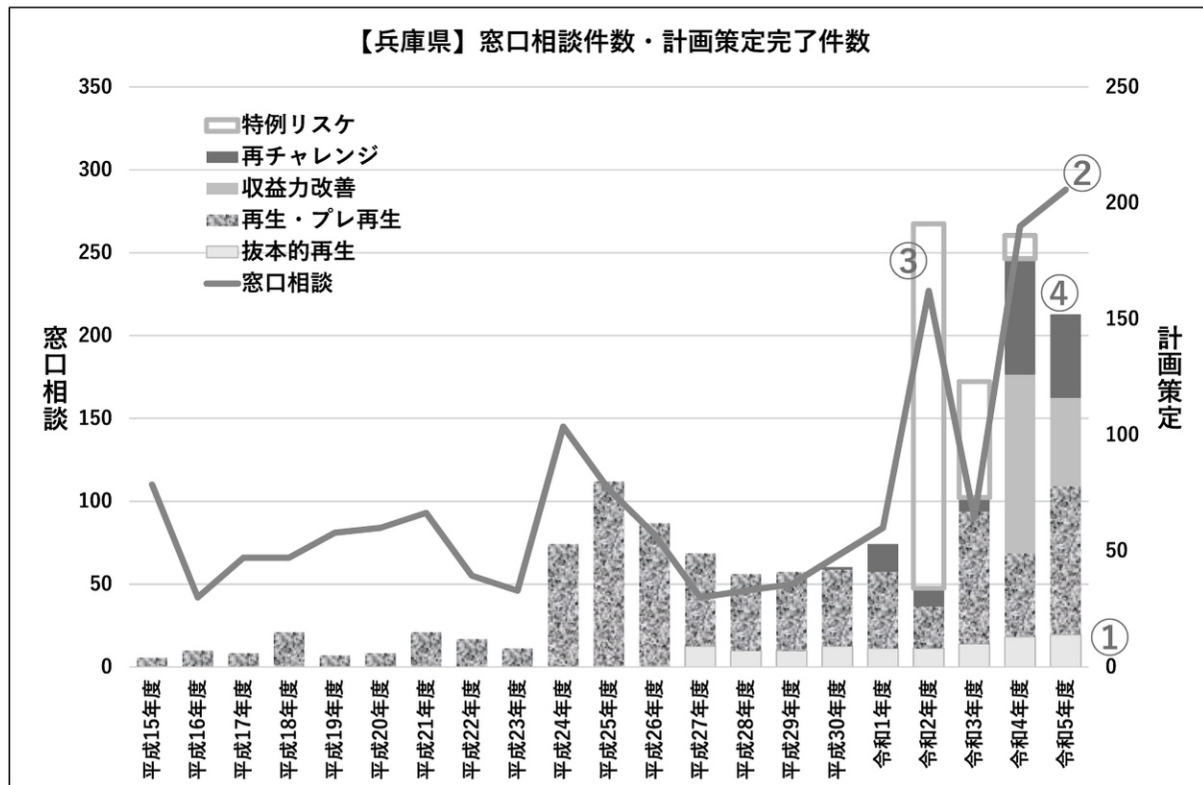
兵庫県では、経営者に早期決断を促すため、個人保証を解除して円滑な廃業が行われるように地元弁護士の協力を得て「再チャレンジ支援」に積極的に取り組んだ結果、令和4年度では全国で2番目の取り扱いとなりました(グラフの④)。

令和5年5月にコロナが5類移行となって以降も、原材料・資材高や人手不足・人件費高、

金利の引き上げ、ゼロゼロ融資の返済開始などもあって、県内での倒産件数は増加しています。経営者の高齢化が進み、過剰債務もあり後継者難の事業者が諦めて倒産する動きもみられます。今後生き残るためには金融支援だけでは難しいケースも多く、中小企業も付加価値を高めて競争力をつける施策が必要です。コロナ禍時の企業存続を最優先した支援から、事業価値の向上や従業員の確保に注力を置いた抜本的な支援であるM&Aや事業承継などに移行していくパターンは多くなっています。同時に、保証人が破産することのない円滑な廃業支援も増加することが見込まれます。

——日銀のマイナス金利解除と追加利上げをきっかけに17年ぶりに「金利のある世界」となりました。今後の支援件数や支援状況に影響はあるでしょうか

日本全体の物価上昇や価格転嫁、賃上げなどを受けた景気の上昇によるものでもあり、借入金の多い中小事業者には重荷になる問題です。協議会としては、現在は返済猶予を受けているが、自力での再生を目指す事業者については、原則、契約に沿った金利水準の上昇に連動させ



る方向で進めています。ただ、金利の支払いが難しく、近い将来、債務免除など抜本的な対応や廃業支援が必要な事業者については、必要に応じ金利の引き上げを容赦いただくよう金融機関にお願いすることもあります。同時に、外部環境の変化や再生努力の成果によって、財務内容が協議会からの卒業基準を満たす事業者も増加しており、事業性評価に積極的な金融機関による卒業融資が増えています。

これからの金融機関にとっては、コロナ禍でのリスケジュールや政策融資などを中心とした金融支援から、事業性評価や本業支援がしっかりできるかどうか、より重要になっていくのではないのでしょうか。

——今後の新たな施策についてはいかがでしょうか

コロナ禍や後継者難に加え、昨今の資材高、人手不足によって、支援が必要な事業者は、相当に増加しています。また、その担い手である金融機関や信用保証協会の職員、外部専門家等の人材育成が急務とされています。そのための新たな施策について以下の4点について、ご説明いたします。

①金融機関による、多くの小規模事業者への伴走支援実施、および職員のノウハウ向上のための補助

兵庫県では、3年前から金融機関に補助金をつけて、ゼロゼロ融資を受けた事業者約17,000者に伴走支援を実施したところ、信用保証協会による代位弁済率は利用者平均を下回るという成果が出ています。兵庫県の補助制度は今年度終了することになりますが、協議会事業では、金融機関自身が取引先のゼロゼロ融資の利用者に対して、経営改善支援を行うための補助金制度を、本年2月から要件を緩和して3年間延長実施することとなりました。メインバンクが経営指導や伴走支援を行った場合、事業者がメインバンクに支払う費用の3分の2、上限15万円の補助を行うというものです。この施策によって、協議会にたどり着きにくかった小規模事業者については、メインバンク自らの経営改善指導が進むことを期待しています。積極的に活用していただいている金融機関からは、「事業者の経営改善はもとより、金融機関の職員にとってもノウハウの向上や研修になる」との声は多いようです。頭で考えるより事業者と向き合って数多くの事例を経験することがノウハウ向上の一番の近道ではないのでしょうか。

また、協議会では全国に先駆けて令和元年より、地域金融機関や信用保証協会の若手職員を6～12カ月間受け入れる「トレーニー制度」を実施しており、4月からは14人目を迎えようとしています。協議会メンバーや地域の外部専門

家と一緒に経営改善や事業再生の経験を積んでいただくとともに、トレーニー同士の横のつながりなどを持っていただき、戻ってからも互いに刺激を受けつつ成長していってもらおうとする制度です。

②支援専門家の活躍のための「補佐人制度」と「第三者支援専門家」

協議会事業において、弁護士、会計士などの外部専門家の役割は重要で、その担い手の増加が求められています。個別の案件ごとの外部専門家と一緒に「外部専門家補佐人」として参画いただいた場合、その費用を若干ですが補助をする制度を開始しています。また、令和4年度から全国銀行協会を事務局として施行された「中小企業事業再生に関するガイドライン」の担い手である「第三者支援専門家」として認定の実務要件にカウントすることが可能となっており、将来に向けて事業再生の担い手となる外部専門家の皆さんが参加いただける機会を拡大していきたいと思っています。

③「再チャレンジ支援」の拡充

本年3月からは、経営者が早期に再チャレンジを決断した場合、弁護士への相談費用や、法人の破産費用や経営者保証解除に係る費用の一部を補助する制度の新設が予定されています。これによって、経営者の早期決断の後押しとして活用していきたいと考えています。

④各支援機関同士の連携強化

一方で、協議会や事業承継引継ぎ支援センター、よろず支援拠点など各種支援機関の内容も相応の実績を重ねて充実しつつありますが、個々の支援機関だけでは事業者からの多様なニーズへの対応は難しいことが多いのが現状です。今年度からは、より事業者のニーズに合致したアドバイスができるように三者間で事業者の紹介が可能になるような緊密な連携強化を行っており、その効果も表れつつあります。

——企業の皆さん、金融機関の皆さんへメッセージをお願いします

中小企業を取り巻く外部環境も含めた大きな変化が進んでいくなかで、必要な支援や助言を求める事業者は引き続き増加しています。兵庫県では、これまで多くの事業者に対して様々な支援がなされてきましたが、まだまだ十分とは言えない状況です。協議会においても、支援や助言を必要とする多くの事業者の一部しか対応できていない状況であると認識しています。協議会にたど

り着けるようになるよう引き続き様々な施策を打ち出していきたいと考えています。

また、昨今の時代変化もあって、金融機関職員含めてノウハウが低下したというご意見はよく聞くとこです。金融機関にとっても、事業性評価融資の考え方の重要性はますます高まっています。今般のコロナ禍からの本格的な出口に際し、様々な施策が打ち出されています。より多くの事業者と向かい合い、様々な相談に乗って一緒に悩んで解決に向かうこと。当然金融機関だけでは難しい相談も数多くあります。各種支援機関や外部専門家をうまく活用するのもノウハウの一つです。AI本格化時代に向けて必ず身に着けておきたいことだと思っています。

事業者の皆さんには、気づいた時が一番早いと考えていただき、兵庫県中小企業活性化協議会のホームページをご覧ください。お電話などいただければ結構です。「病でも 早期発見 早期措置」よろしくお願いします。

——本日はどうもありがとうございました

の だ か つ や 野田 勝也 氏 プロフィール

1957年 兵庫県姫路市生まれ
1980年 神戸商科大学（現兵庫県立大学）卒業
同 年 兵庫銀行（現みなと銀行）入社
総合企画部兼広報室長等
1999年 整理回収機構入社
経営企画室次長、企業再生部西日本責任者
2007年 中小企業再生支援全国本部
副統括責任者を経て
2016年 現職 姫路ふるさと大使を務める
寄稿文として「中小企業活性化協議会と再生系サービスが担う地域活性化」（銀行法務21）、「RCCの信託機能を活用した不良債権処理と企業再生」（金融財政事情）等

【お問い合わせ先】

兵庫県中小企業活性化協議会

〒650-0046

神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館8階

TEL：078-303-5852（中小企業再生支援部門）

TEL：078-303-5856（経営改善支援部門）

URL：<https://rev.kobe-cci.or.jp/>